

立川言語文化研究会 会則

- 第一条 本会は「立川言語文化研究会」と称す。
- 第二条 立川言語文化研究会は立川日本語・日本語教育研究所主宰の研究会である。
- 第三条 本会は、ことばに関する研究・教育する人たちと連携を図り、研究発表だけでなく、意見交換、情報交換の場を提供するとともに言論の研究・教育の発展に寄与することを目的とする。言論研究には新聞学、言語学、教育学、社会学、法学など、言語表現に関わる研究分野を広く含む。
- 第四条 ことばの研究・教育に関心のある人ならば会員となれる。
- 第五条 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。
1. ウェブ上での研究発表会（もしくは研究報告会）の開催
ウェブ上での研究会は、メーリングリストを使用して行います。
 2. 年一回の研究誌『日本語文化の研究』発行
 3. その他、講演会、親睦会など本会の目的を達成するために必要な事業。
 4. ホームページによる情報発信
- 第六条 本会は下記の役員をおく。
1. 会長 一名
 2. 副会長 二名
 3. 会計監査 一名
- 第七条 役員は任期2カ年とする。ただし、重任を妨げない。
- 第八条 本会の経費は、寄付金、交付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第九条 本会の会費は無用であるが、『言論の研究と教育』に掲載が決まった場合には、掲載料として10,000円を必要とする。
- 第十条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第十一条 事務局は立川日本語・日本語教育研究所内におく。
- 付記 この会則は2017年5月30日から実施する。

事務局

〒190-0012 東京都立川市曙町3-4-20

立川日本語・日本語教育研究所内 立川言語文化研究会事務局

042 (848) 5131 (代表)

e-mail tachikawa-nihongo@jcom.zaq.ne.jp